平成２２年（フ）第７１４号
相模原市緑区西橋本５丁目１番２号　ハタノ第２ビル302号室
債務者　岩坪　朋子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７１８号
神奈川県座間市入谷５丁目1821番地の３　エクセルハイツ106号
債務者　渡辺　治枝
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７３５号
神奈川県座間市緑ケ丘１丁目16番８号
債務者　藤谷　尚美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１９６号
栃木県佐野市田沼町237番地　コクノエルディムⅡ203、前住所千葉県千葉市中央区新宿１丁目20番８―517号
債務者　藤森　優香
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２０９号
栃木県佐野市浅沼町629番地１　ルミエール203
債務者　金本　勝美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１８号
栃木県足利市小俣町1671番地７
債務者　籾山惠美子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１９号
栃木県足利市小俣町1671番地７
債務者　籾山　好宏
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２２４号
栃木県足利市鹿島町594番地１
債務者　蓼沼　重代
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２２５号
栃木県足利市鹿島町112番地１
債務者　蓼沼　賢一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４８８号
相模原市南区磯部4367番地８
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２１号
相模原市中央区陽光台２丁目９番11号　よしみ荘201号
債務者　中村　和夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６４号
岡山県美作市土居3319番地68
債務者　澤畑　善之
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１５１号
熊本県水俣市丸島町１丁目５番25号
債務者　坂上亜矢子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１５９号
熊本県葦北郡芦北町大字井牟田531番地
債務者　森下はつ子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第７３９号
仙台市太白区八木山南３丁目１番地の６
破産者　有限会社花長
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係